

改正

平成19年 3 月30日規則第17号

平成20年 4 月 1 日規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、那須烏山市有バス（以下「市有バス」という。）の使用及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用方針)

第 2 条 市有バスは、市の公の研修、調査、視察、陳情、各種大会参加、市各種施設利用等に一度に多数の者を輸送する際、その経費の節減と能率化を図るために使用するものとする。

(使用範囲)

第 3 条 市長は、市及び市の附属機関並びに団体が前条の方針に従って使用する場合にのみ市有バスの使用を許可するものとする。

(使用許可の特例)

第 4 条 市長は、前条の規定に該当しない団体においても第 2 条に掲げる趣旨にのっとりた範囲において、他の交通機関等の利用が特に困難であると認める場合においては、市有バスの使用を許可することができる。

(手続)

第 5 条 市有バスを使用するときは、市有バス使用許可申請書（別記様式第 1 号）を使用しようとする月の前月の10日までに提出し、市長の許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(使用期間)

第 6 条 市有バスの使用期間は、1 回について 2 日を超えてはならない。ただし、市長が特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

(運行範囲)

第 7 条 市有バスの運行範囲は、原則として県の区域内とする。なお、用務の都合により県の区域外に出る必要がある場合でも往復の走行距離が200キロメートルを超えてはならないものとする。ただし、市長が特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

(運転業務の委託)

第 8 条 市長は、市有バスの運転業務については、適当と認める事業者等に委託することができる。

(管理運営)

第 9 条 総務課長は、市有バスの管理運営の任に当たるものとし、市有バスについて適正な管理を行い、かつ、公正にして円滑な運営を図らなければならない。

2 総務課長は、前項の管理運営を行うために、市有バス使用簿（別記様式第 2 号）を備え付け、使用の状況等を明確にしなければならない。

一部改正〔平成20年規則 8 号〕

第10条 市有バスの運転業務に当たる者は、総務課長の指示に従い使用許可の条件及び内容に基づいて運行し、その結果を運転日誌（別記様式第 3 号）に記載し、市長に報告しなければならない。

一部改正〔平成20年規則 8 号〕

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の南那須町有バス使用及び管理規則（昭和45年南那須町規則第7号）又は烏山町有バス管理規則（昭和48年烏山町規則29号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第17号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第8号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。